

国籍はく奪条項違憲訴訟

控訴審第2回期日

報告集会

日本時間

2021年11月30日（火）

16時～17時50分頃まで

本日の内容

- 1 期日の報告（訴訟の進行について）

次回期日

提出書面の陳述要旨

- 2 原告（控訴人）からのメッセージ
- 3 提出書面の補足説明
- 4 質疑応答とディスカッション

1 期日の報告（訴訟の進行について）

次回期日

2022年3月29日（火）

15時00分

控訴人7と控訴人8について、
居住国の国籍取得を申請したら認められる制度になっているのか、国の見解が出ます。
必要があれば控訴人らから反論します。
（行政事件訴訟法の「確認の利益」の有無に焦点を当てた期日です。）

1 期日の報告（提出書面について）

1. 提出書面

- 準備書面（2）と準備書面（3）
- 準備書面（4）

2. 要旨陳述

国籍はく奪条項違憲訴訟支援ネットワークのホームページ

<http://yumejitsu.net/> で先ほど公開しました！

1 期日の報告（要旨陳述、再読）

準備書面（2）と（3）について

外国籍取得を希望している原告2名について

地裁では門前払いとなったが.....

裁判長の指揮を受けて

追加証拠と

準備書面（2）及び（3）を提出

1 期日の報告（要旨陳述、再読）

準備書面（4）について ①

- A 原告団が前回提出した控訴理由書と控訴準備書面
～地裁判決の誤りを指摘する書面～
- B それに対する国側からの反論（準備書面（1））
- C それに対する原告団からの再反論が準備書面（4）

1 期日の報告（要旨陳述、再読）

準備書面（4）について ②

国 「原告（控訴人）らは「独自の見解」で地裁判決を論難している！」

原告 「こちらは憲法学説や憲法の沿革・条文などを基礎にしている。

むしろ国が根拠にするのは、法務省民事局の職員が書いた解説書。」

現行憲法と整合しない、国「独自の見解」で

原判決を擁護し、控訴人らの主張を論難してるのは国！

1 期日の報告（要旨陳述、再読）

準備書面（4）について ④

2008年6月4日 最高裁大法廷「**国籍法**」違憲判決

- 婚外子の日本国籍取得について、父による認知の時期によって取得できない場合があり、それが憲法14条1項の平等原則に違反しないか、問題となった。
- 違憲無効とされた国籍法3条1項
→ 日本国籍が付与されるかどうかを定める条項。
- 国籍法11条1項→ 日本国籍を失わせる条項。

検討すべき事情が異なるのは当たり前

1 期日の報告（要旨陳述、再読）

準備書面（4）について ⑤

2008年6月4日 最高裁大法廷「国籍法」違憲判決

- 国籍の重要性、本人に左右できない事情があることから、慎重に検討することが必要とされた。
- 国籍法11条1項が適用されると、本人の意思にかかわらず日本国籍に関する決定がされてしまう。しかも、すでに持っていた日本国籍がはく奪されることによる人権侵害は、国籍法3条1項の場合をはるかに上回る。

1 期日の報告（要旨陳述、再読）

準備書面（4）について ⑥

- 多様で異なる個人すべてが受け容れることのできる「**重なり合うコンセンサス**」
- 憲法は「**重なり合うコンセンサス**」の結実であるからこそ、世代を超えて正当化されていく。（人の意識が変わっていけば、新しい「重なり合うコンセンサス」を探求して、憲法解釈も進化していく。）
- 「外国国籍を希望して取得したら日本国籍を一律、自動的に奪われてもかまわない」などという「**重なり合うコンセンサス**」はあり得ない。

参照：ジョン・ロールズ「政治的リベラリズム」、阪口正二郎「権威の文化と正当化の文化——日本の違憲審査制はグローバル化に耐えるか」ほか

1 期日の報告（要旨陳述、再読）

準備書面（4）について ⑦

- 国籍はく奪は、代表民主制の過程からの追放
- 「今日の少数者が明日の多数者となり、今日の多数者が明日は少数者となる」という民主制のダイナミズムを破壊する。
- 在外投票を困難にする衆議院総選挙日程
- 海外で暮らし、日本国籍を奪われた人たちの苦しみ、日本国籍を奪われることをおそれる人たちの悩み、その苦悩が、国会や行政府を動かす日は、期待できない。
- 今こそ、少数者の人権保障の砦、守護者としての裁判所の出番！

2 原告（控訴人）からのメッセージ

3 提出書面の説明（補足）

国の主張を打ち砕く「決めフレーズ」集 ①

「複数国籍により得られる利益は保護に値しない」？

- （国の）このような発想自体、日本国民として生まれ育った当該**本人にとっての日本国籍の重要性を無視するもので失当である**とともに、**国籍法の解釈姿勢としても誤り**といわざるを得ない。
- 国は、本件訴訟においてのみ、原審以来一貫して「複数国籍者が双方の国籍国から便益を得ることは法的な保護に値しない」と主張している。これは、控訴人らの主張を排斥し、**本件訴訟に勝つためだけに、実際の政策に採用されていない意見を述べている**のであって、**端的に言えば虚偽の主張**である。

3 提出書面の説明（補足）

国の主張を打ち砕く「決めフレーズ」集 ②

「複数国籍は主権国家の考え方とは本質的に相容れない」？

- 国籍制度の現実から乖離した、非現実的な言説であることは明白である。
- 被控訴人の主張は、憲法 22 条 2 項及び国籍法が複数国籍者の存在と発生を前提としている事実、及び「複数の国家が対人主権を持ち、又は複数の国に対し同時に主権を持つ」日本国民が約 100 万人近く存在する現実を無視し、誤った現実社会の理解を押しつけようとするものであり、国家の統治に責任を負う立場にあるものの見解として余りにも無責任といわざるを得ない。

3 提出書面の説明（補足）

国の主張を打ち砕く「決めフレーズ」集 ③

「表現の自由などの前国家的な権利利益とは性質を異にする」？

- 前国家的な権利利益か国家の存在を前提とする権利利益かという性質の違いがどのような差異をもたらすか何ら論証しようとせず、単に「性質が異なるから結果も異なる」と述べるに過ぎない。被控訴人の主張は**全く論理性を欠き粗雑であり、明らかに失当**である。

3 提出書面の説明（補足）

国の主張を打ち砕く「決めフレーズ」集 ④

「個人の側からみた権利義務の問題としてしか捉えていない」？

- ⇒ かかる両者の観点への配慮を欠く被控訴人の主張こそ、**適切な均衡を欠いた一方的なもの**と言わざるを得ない。
- ⇒ 被控訴人の本件訴訟における主張は、かかる**実務と全く乖離**しており、この点も**事実に反した主張**と言わざるを得ない。
- ⇒ この点からも被控訴人の上記主張は**空理空論であり失当**というべきである。

3 提出書面の説明（補足）

国の主張を打ち砕く「決めフレーズ」集 ⑤

憲法 10 条による立法裁量を根拠とする点について

- ✧ 憲法 22 条 2 項による「国籍を保持する権利の保障」の有無は、論理的には 10 条による立法裁量の範囲に先行して論じられるものであり、「憲法 10 条によって立法裁量があるから憲法 22 条 2 項で国籍を保持する権利は保障されない」との**被控訴人の主張は誤り**である。

3 提出書面の説明（補足）

国の主張を打ち砕く「決めフレーズ」集 ⑥

「我が国において「日本国籍を保持する権利」が、国籍の本質に反するもので、性質上、憲法上保護に値する権利や利益となり得ないことが当然の前提とされてきたからにほかならない。」？

➤ その「前提」とするところ自体が誤りである。

3 提出書面の説明（補足）

国の主張を打ち砕く「決めフレーズ」集 ⑦

「国籍制度を設けるに当たっての立法裁量の広範さの度合いは、
どのような制度であるかにかかわらず、一律同じ」？

- 被控訴人の上記主張は立法裁量の行使に当たっての観点としては衡平を欠くものであって、**最高裁判所はもちろん原審裁判所が採用するものではない。**

3 提出書面の説明（補足）

国の主張を打ち砕く「決めフレーズ」集 ⑧

「重国籍を保持する利益」？

- 複数国籍か否かとは無関係に、日本国籍を恣意的に奪われない利益が認められるべきことは被控訴人も国会答弁において肯定している。被控訴人は本件訴訟において、「重国籍を保持する利益」という表現によって**ことさらに悪印象を与えようとするものであり、不見識**と言わざるを得ない。

3 提出書面の説明（補足）

国の主張を打ち砕く「決めフレーズ」集 ⑨

「複数国籍による弊害のおそれ」について

- 被控訴人は具体的な立法事実を摘示することなく、抽象的・観念的な議論に終始するものであり、**明らかに失当**である。

3 提出書面の説明（補足）

国の主張を打ち砕く「決めフレーズ」集 ⑩

「我が国の姿勢として重国籍を容認していない」との主張について

- ⇒ 被控訴人のいう「我が国の姿勢」というものが**何の根拠もないことは明らか**である。

平等原則違反の問題について

- ⇒ 被控訴人の反論は**全く的外れ**である。
- ⇒ 被控訴人の主張は、本件における平等原則違反の**問題を取り違えているものと言わざるを得ない**。

3 提出書面の説明（補足）

念のための主張で「憲法圧力」をかける

- 裁判官が、憲法ではなく個人的な思想や信条に基づいて判決を書いているとしたら？
- 地裁判決や選択的別姓訴訟の最高裁判決を見て、渦巻く疑念！
- 憲法に基づく判断をさせるために、現行憲法制定の経緯や、社会契約理論からの説明を混ぜて、代表民主制の機能不全をただして少数者の人権を守れるのは裁判所だけ！ とあらためて念を押してみました。
- 「重なり合うコンセンサス」、いろいろ応用できるアプローチかも。

休憩



Twitter こくせきたろう

<https://twitter.com/kokusekitaro>

4 質疑応答とディスカッション

前回までのメモ 「裁判所の外堀を埋める！」

- インターネットでの動画配信や、TikTok、Instagram、ツイッターなどでの発信
- Choose Life Project に企画を持っていってみる
- 友人・知人に話題を振ってみる
- 勉強会の開催
- 新聞、雑誌への投稿
- 地元の政治家に伝えてみる 選挙前がチャンス？
- 友人のツテとツテをたどって海外で活躍している有名人に意見を求める

などなど

次回期日

2022年3月29日（火）

15時30分

引き続き訴訟へのご注目とご支援をよろしくお願いいたします！！

国籍はく奪条項違憲訴訟 控訴人団
支援ネットワーク

<http://yumejitsu.net/>